



長野県報

10月22日(木)
令和2年
(2020年)
第149号

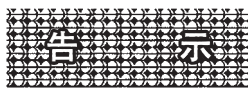
目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定(総合政策課).....	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(保健・疾病対策課).....	2
土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定(水大気環境課).....	3
解除予定保安林にする旨の通知(3件)(森林づくり推進課).....	3
解除予定保安林(森林づくり推進課).....	3

公告

随意契約の相手方の決定(税務課).....	3
企画提案公募(プロポーザル)(資源循環推進課).....	4
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室).....	5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(5件)(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室).....	5
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室).....	11
土地改良区の定款変更の認可(3件)(農地整備課).....	12
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課).....	12
特定調達契約に係る一般競争入札(3件)(生活排水課).....	12
特定調達契約に係る一般競争入札(東北信運転免許課).....	16



長野県告示第511号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

令和2年10月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 起業者の名称
上田市
- 2 事業の種類
上田市第二学校給食センター改築事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
長野県上田市古里字堂前地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)

上田市第二学校給食センター改築事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に関する事業に該当することから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

本件事業の起業者である上田市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

上田市第二学校給食センターは、建設から約40年が経過し、施設の老朽化が著しく、また建築基準法(昭和25年法律第201号)の旧耐震基準による建物で現行の耐震基準に適合していない。

また、現在の施設は、汚染作業区域と非汚染作業区域等の作業区分の明確化や、ドライシステムの導入等、文部科学省が定めた学校給食衛生管理基準に適合しておらず、近年課題となっているアレルギー対応食専用の調理室の設置スペースも確保できない状況である。

本件事業は、これらの課題を解決するため、新たに適正な規模の用地を確保し、学校給食センターの移転、整備を図るものである。

本件事業の実施により、施設の老朽化の解消、耐震性の向上、施設利用者の利便性や安全性の確保が図られるとともに、施設の経年劣化により増大している維持修繕費の抑制が期待される。

また、衛生管理の面では、学校給食衛生管理基準に適合した最新の設備の導入により、学校給食の安全性の確保と安定供給が図られる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業に係る起業地（以下「本件起業地」という。）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地内であるが、上田市教育委員会と協議し、適切な措置を講ずるとしている。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、周辺環境等から選定された2つの候補地を、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と、本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、上田市第二学校給食センターは、施設の老朽化や、建物が現行の耐震基準に適合していないなど、利用者の安全性の確保の面で支障があり、その解消が喫緊の課題であることから、本件事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

上田市教育委員会教育総務課

総合政策課

長野県告示第512号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和2年10月22日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
ほっちのロッヂの診療所	北佐久郡軽井沢町発地1274-113	令和2年10月1日
ウエルシア薬局東御田中店	東御市中586番地1	令和2年10月1日
クスリのアオキ高田薬局	長野市大字高田443番地1	令和2年10月1日
薬局マツモトキヨシ長野栗田店	長野市大字栗田340-1	令和2年10月1日
東口メンタルクリニック訪問看護ステーションカシオペア	長野市栗田240番地3	令和2年10月1日
訪問看護ステーションこもろ	小諸市南町2丁目2番27号	令和2年10月1日
訪問看護ステーションつばさ	安曇野市堀金烏川1079-1	令和2年10月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第513号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定します。

令和2年10月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 土地の区域（形質変更時要届出区域）
塩尻市大字広丘吉田字神田1892番1の一部及び1893番1の一部
- 2 省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物

水大気環境課

長野県告示第514号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年10月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
須坂市大字塩野字御林跡926の6、926の7
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第515号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年10月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
諏訪郡下諏訪町字宮ノ上9901の6
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第516号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年10月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
諏訪郡下諏訪町字宮ノ上9901の5（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第517号

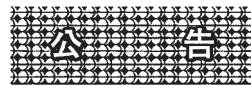
次の保安林を解除予定保安林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

令和2年10月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
須坂市大字塩野字御林跡1068の1
- 2 保安林として指定された目的
水害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

森林づくり推進課



公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和2年10月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和2年度 電気供給業に係る法人事業税の課税方式見直しに伴う税務電算システム改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名 称 長野県総務部税務課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年9月9日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
(1) 名 称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
(2) 所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号